

(令8条関連)

※印刷する際は裏面の工事条件も一緒に印刷してください

年 月 日

町田市長 石坂 丈一 様

住所

氏名

担当者

電 話

道路占用物件の軽易な変更届出書

道路占用について、下記のとおり届出ます。

記

占 用 場 所	町田市
作 業 内 容	
実 施 方 法	
工 期	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
備 考	

添付書類・・・位置図、平面図

- ※ 本届出は、以下の内容について対象として、竣工届の提出は不要です。
また、下記の内容以外で道路掘削を行う場合は、道路占用許可申請を提出してください。
占用許可の数量に変更が生じるものは、道路占用許可申請書で提出してください。
- 占用物件の軽易な変更
 1. 電気設備の接地（舗装されていない箇所や、コア削孔で行う施工範囲が小さなもの）
 2. マンホールの蓋高調整、蓋の取替（円形カット工法に限る）
 3. その他それらに類する工事又は作業で、路面掘削の伴わないもの
- ※ 提出について
届出書には、道路上での工事又は作業内容、実施方法、実施時期等について詳細に記載し、位置図及び平面図を添付して、作業実施予定日の10日前までに提出してください。

(令8条関連)

工事条件

- (1) 道路占用者は、道路法、道路法施行令、各物件の管理等について定めた法令その他の関係法令や条例、ガイドラインその他の関係規程を遵守すること。
- (2) 施工にあたっては、工事方法等を隣接地権者（関係住民）に十分説明し、トラブルの無いように施工すること。
- (3) 工事中は、工事内容及び連絡先等を記載した工事看板を掲げ、安全対策には十分留意すること。
- (4) 道路復旧は道路掘削復旧工事施行基準に基づき、速やかに復旧すること。
- (5) 所管となる警察署（交通管理者）と十分協議したうえで、適切な迂回経路を確保すること。
- (6) 施工中の振動に配慮するとともに、施工後に一般の車両通過による振動が起きないように施工すること。
- (7) 道路掘削・復旧に当たっては、必ず道路管理課境界係及び都市づくり部で事前に既設道路上にある境界標及び基準点の調査を行い、後日トラブルの生じる事のないように町田市測量標管理要綱等に基づき十分協議をすること。また、施工者の責任において既設構造物・占用物件、隣接地の高さ、排水状況等について事前に調査及び調整を行うこと。
- (8) 道路及びその付属物を損傷したときは、占用者の費用で原形に復旧すること。
- (9) 工事期間を延期するときは、期間満了前に道路管理者に連絡すること。
- (10) 街路樹付近の掘削について、以下の事項を遵守すること。（担当：道路維持課 工事係）
 - ・掘削面が道路と平行の場合において、街路樹の外側から掘削面までの離隔が1 m以下となる際には、担当と協議すること。ただしサクラについては、離隔が2 m以下とする。
 - ・掘削面が道路と直角の場合において、街路樹の外側から掘削面までの離隔が2 m以下となる際には、担当と協議すること。ただしサクラについては、離隔が3 m以下とする。
 - ・掘削時には、街路樹の根を傷めないように、慎重に作業を行なうこと。
 - ・掘削時に街路樹の根が出てきた際は、なるべく残すように配慮し、やむを得ず切る必要が生じた場合には断面が平滑になるように剪定ばさみやノコギリ等で切断すること。
また、切断面が直径3 cm以上ある場合には、癒合材を切断面に塗布すること。
 - ・直径5 cm以上の街路樹の根が支障となる場合には、作業を行なう前に支障となっている部分の根の太さ及び幹からの位置が分かる写真を撮影し、担当と協議すること。
- (11) 掘削規制中の場合は、緊急を要する場合にのみ掘削することができる。
- (12) 道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。
- (13) 占用物件の異状により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異状の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告すること。
- (14) 道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占用物件については、占用許可後、5年が経過する時期を基本として、道路管理者による占用物件の安全確認のため、占用物件の現状について、道路管理者あて書面等により報告すること。
- (15) 気象予報等の情報から、強風等の気象現象によって生じる災害の発生が予測される場合には、占用物件が落下、倒壊等することのないよう事前に必要な対策を講じること。
- (16) 占用物件を添加している道路区域外の柱類について、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又はそのおそれがないように、当該柱類の腐食、劣化、損傷等を防止するために必要な対策を講じるなど適切に維持管理をすること。
- (17) 届出書の扱いについて疑義が生じた場合は、占用企業者は道路管理者と協議すること。

※ 本届出書の対象外

1. 漏洩、漏水等の対応（作業前の電話報告及び道路占用許可申請が必要）
※発生時が閉庁日の場合は、翌開庁日に電話報告してください。
2. 試掘（道路占用許可申請が必要）
3. 電気設備の接地（変更届出書以外で対応するもの）（道路占用許可申請が必要）
4. 取付管の補修（道路占用許可申請が必要）
5. 電線、支線の張替え（道路占用許可申請が必要）
6. 占用者の名義・住所の変更（道路占用許可 名義・住所 変更届が必要）
7. 占用物件の廃止（道路占用廃止届が必要）
8. 占用物件の取下げ（取下書が必要）
9. 占用物件の保守管理（計測、清掃等）、管更生（申請不要）